

## 検討会（第2回）における指摘事項と対応

項目	指摘事項	対応
目次	目次について、第4レベルの見出しまで含める、図表リストを作成する。(中原委員)	ご意見を踏まえ、第4レベルまで含めるように見出しを修正し、目次の後に、図表リストを作成した。
はじめに	要旨を追加する。資料のスコープとして、海洋汚染等防止法に基づいていること、モノパイルを例とした検討を行っていること、「残置」と「捨てる」の違い等を記載する。また、海防法に基づく海洋施設の廃棄という本資料で扱う範囲以外とした対象や手続きに関する事項(有効利用や海底ケーブル等の廃棄)についても、何が対象外であるが解るように記載する。(牛山委員、中原委員、山田オブザーバー)	ご意見を踏まえ、「はじめに」を削除し、「本資料の概要」を作成した。
「捨てる」の意味の明確化、図の修正	P.16の「捨てる」の「別の場所に廃棄する」について、明確にする(陸上処分も入るのか?)。また、図について風車の部分を海に捨てるのは現実的ではない。陸上処分を示した図とする。(中原委員、山田オブザーバー)	ご指摘のとおり、「捨てる」は、海洋の別の場所に廃棄する意味であることを明確に記載した。また、タワーの部分については、陸上処分する図に修正した。
廃棄される海洋施設 の特性	p.33、41: ジャケット式についての言及をモノパイル式に修正する(山田オブザーバー)	ご指摘のとおり、第1部は、すべての海洋施設について説明しているため、例示である当該文章を削除した。
第2部タイトル	p.57: 第2部のタイトルは「廃棄許可に係る考え方」に修正する。(中原委員)	ご指摘のとおり、タイトルを「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」に修正した。
撤去方法の考え方	p.57: 第2部の冒頭に、技術の進歩に伴い、内容も更新する旨を追記する。(中原委員)	ご意見を踏まえ、冒頭に、「なお、ここでの内容は、利用可能な最良の技術(BAT = Best Available Technology)の進展状況や社会情勢等の変化に対応する形で必要に応じて更新する。」を追記した。

	p. 57 : 「掘削深度 50～60m」は、「海底面下 30～60m の深さまで杭打ちする」などと修正する。範囲は広くしたほうが良。	ご指摘のとおり、「掘削深度 50～60m」を「海底面下 30～60m の深さまで杭打ちする」に修正した
残置する部分の適切な範囲	p. 58 : 撤去案の図について、撤去した後は埋め戻しを行うので、それが分かる図に修正する。(菊池委員)	ご指摘のとおり、埋め戻しが分かる図に修正した。
	p. 58 : 全撤去しようとしたが、結果としてできなかった場合の許可申請の手続きについて記載する。これについては、事前に十分に検討・判断した上で廃棄計画を作成することも必要である。(菊池委員、野口オブザーバー)	ご意見を踏まえ、「2. 1. 1 一部残置せざるを得ない場合における残置する部分の適切な範囲」の「想定される撤去案」のうち、「①全撤去し、原状回復」において、「※全撤去を計画していたが、引き抜きの際に杭が破損するなど、やむをえず全撤去が難しくなった場合は、一部残置せざるを得ない海洋施設について廃棄許可の申請を行う必要があることに留意する。」を追記した。また、「廃棄方法の計画については、事前に技術的な実現性等について十分な検討を行った上で、作成する必要がある。」も追記した。
	p. 59 : ③海底面で一部残置の図について、洗掘防止工は残した図に修正する。(中原委員)	洗掘防止工については、撤去可能であれば廃棄許可基準を満たしていないことになるため、残置は不可となる。このため、図の修正は不要と考えられる。
防食塗料等	p. 59 : 「残置する施設の防汚塗料、防食塗料等が海洋環境に与える影響」について、P. 33 の内容に合わせて、防食についても触れる。(中原委員)	防食を行うのは一般的であり、追記は不要と考えられる。
原状回復の確認の際の起点	p. 62 : 「原状回復の確認の際の起点」について、着床式洋上風力発電施設の建設前の海洋環境を戻すということになるが、30 年前と同じ状態に戻せるとは考えにくい。発電施設の稼働中も監視を続けて、その結果と、廃棄後の監視の結果との比較を行う必要がある。(中田委員、山田オブザーバー)	ご意見を踏まえ、「2. 3. 1 原状回復の確認の際の起点」に、「また、着床式洋上風力発電施設の運転開始以降にも定期的に海洋環境の監視を行い、施設の運転を要因としたものによらず環境変化を把握することが重要であり、そうした環境変化も踏まえて、原状回復に努めることが望ましい。」を追記した。